

盛岡広域振興局長告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年6月6日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 八幡平市大更第18地割88番78、88番127、307番1、308番及び329番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 二戸市堀野字長地75番地4 株式会社管文